

災害弔慰金・災害障害見舞金について

【制度の概要】

	① 災害弔慰金	② 災害障害見舞金
支給対象	<p>○受給遺族</p> <p>ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹</p> <p>(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)</p>	<p>○受給者</p> <p>自然災害により負傷し、または疾病にかかり、それが治ったときに次の障がいがある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両目が失明した方 ・そしゃく及び言語の機能を廃した方 ・神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ・胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方 ・両上肢をひじ関節以上で失った方 ・両上肢の機能を全廃した方 ・両下肢をひざ関節以上で失った方 ・両下肢の機能を全廃した方 ・精神または身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が上記と同程度と認められる方
支給額	<p>ア 生計維持者が死亡した場合 500万円</p> <p>イ その他の者が死亡した場合 250万円</p>	<p>ア 生計維持者 250万円</p> <p>イ その他の者 125万円</p>

【問合せ先】

射水市福祉保健部社会福祉課保護係（本庁舎2階）

電話：0766-51-6670

住所：射水市新開発 410 番地 1